

教員各位

学生部長

授業目的公衆送信補償金制度の施行について

平成30年の著作権法改正で創設された「授業目的公衆送信補償金制度」が、令和2年4月28日から施行され、本学においても本制度利用に係る届出を行いましたのでご連絡いたします。

学校の授業の過程における著作物のインターネット送信については、従来は個別に権利者の許諾を得る必要がありましたが、本制度の施行により、教育機関が指定管理団体（サートラス）へ一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく、様々な著作物をより円滑に利用できることとなります。例えば、予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン授業やオンデマンドの授業において、講義映像や資料をインターネットで学生に対して送信することなどが可能となります。

先生方におかれましては、授業での著作物利用にあたり以下の点にご留意いただくようお願いいたします。

- ・利用範囲：教員と学生間での送信に限る
(ウェブサイト等での一般公開、学校間の共有は不可)
- ・利用目的：授業目的に限る（教職員間の情報共有・会議等での配信は不可）
- ・利用方法：著作物の小部分の利用に限る（書籍や問題集の大部分の配信は不可）